

# カトリック京都司教区御所墓苑管理規程

## (墓地設置者・目的)

第1条 宗教法人力カトリック京都司教区は、奈良県御所市戸毛638番地に「カトリック御所墓苑」(通称天の門)と称する教会共同墓地および納骨堂を設置し、遺骨の埋葬、納骨、施設の使用ならびに維持管理を定め、運営するものとする。

## (墓苑管理委員会の設置)

第2条 墓苑の運営を円滑にするために、「カトリック御所墓苑管理委員会」(以下、「委員会」という)を設置する。

②委員会の事務局を御所市戸毛養護老人ホーム「聖ヨゼフホーム内」に置く。

③委員会は4名で構成する。カトリック司祭が委員長に就任する。委員長は委員として奈良県のカトリック教会から2名を委嘱する。事務局から1名、計4名で委員会を構成する。

④委員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

⑤事務局は次の書類を保管・管理する。

- 1. 墓地の墓籍簿と墓地図
- 2. 納骨堂の墓籍簿
- 3. 被埋葬(納骨)者名簿
- 4. 埋葬許可証綴
- 5. 使用許可証発行簿
- 6. 使用者名簿
- 7. その他管理運営上必要な書類

⑥委員会は1年に一度開催する。但し、必要に応じて開催することがある。

## (墓地区分・納骨堂内区分)

第3条 墓地は1区画割上段地約1.08m<sup>2</sup>、下段地約3m<sup>2</sup>とする。

納骨堂は個人家別納骨所とする。

## (墓地・納骨堂の使用)

第4条 墓地・納骨堂の使用を希望する者は、墓地(納骨堂)使用申込書(第1号様式)、誓約書(第2号様式)を委員会に提出する。

②委員会は申込者に対して、使用許可書(第3号様式)を交付し、使用契約書(第4号様式)により、使用契約を締結する。

③使用許可書の交付を受けた者を「使用者」という。

④使用者はこの墓地または納骨堂に納骨する際、別に定める「納骨届」(第5号様式)に、「使用許可証」及び、市区町村が発行する「埋葬許可証」を添えて委員会に提出するものとする。

⑤墓地・納骨堂の場所は、使用者と委員会が相談のうえ決めることができる。

## (墓標および納骨標)

第5条 墓標の形状はとくに定めないが、景観を損なわないものとする。また、納骨堂内の納骨標の形状は委員会が指定したものに限る。

## (墓地・納骨堂の使用料および祭儀費)

第6条 墓地・納骨堂の使用料は、別に定めたものにより、申込時に委員会が指定する銀行に振り込むか、現金にて納入する。

②使用料は原則として返却しないが、使用者の事情があるときは、委員会の判断により使用料の一部の返却に応じることがある。免除も同様である。

③墓地・納骨堂の祭儀費は、年に1度、お盆の頃に1年分を郵便振替で納入するものとする。これらの祭儀費は、委員会が管理する、

(別紙参照)

(墓地・納骨堂の返還)

第7条 墓地・納骨堂を返還するときは、墓地(納骨堂)返納書(第8号様式)とともに、墓地使用許可証(第3号様式)を委員会に提出する。また、墓地返還時の墓石等の工作物を撤去回復しなければならない。

(会計年度)

第8条 会計年度は1月1日に始まり、12月31日をもって終わる。

②委員会は、会計年度終了後、1月末までに収支計算書を作成し、カトリック京都司教区本部事務局に報告するものとする。

(使用継承・住所変更・その他)

第9条 墓地を継承するものは、使用権継承申請書(第6号様式)とともに、墓地使用許可証(第3号様式)を添えて委員会に提出する。

②使用者が住所を変更した時は、住所変更届(第7号様式)を委員会に提出する。

③養護老人ホームや特養に入所されていた方、また全く身寄りのない方は永代使用料を徴収する。1回払いとする。(別紙参照)なお、支払いに支障がある時は別途相談による。

④この墓地の使用者への連絡が不能となった場合、或いは祭儀費が未納となつて10年を経過したときは、無縁となったものとみなす。

⑤相続人が不明となり10年使用権が継承されていない事が判明したときは、無縁となったものとみなす。

⑥④⑤項の定めにより無縁とみなされたものについては、遺骨を共同墓地に改葬する。同時にその墓地または納骨堂の使用権は消滅する。

(禁止行為)

第10条 この墓苑においては次の行為を禁止する。

1. 風致を害する行為
2. 使用権を他に譲渡または貸与する行為
3. 墓地に関する法令、または管理規程に定める事項に違反する行為

(使用権の取り消し)

第11条 次の各号に該当するときはその使用を取り消すことがある。

1. 墓地以外の目的に使用したとき。

## 2. 関係法令または本規定に違反し、委員会の指示に従わなかつたとき

### (慰霊祭)

第12条 この墓苑に納められているすべての故人の永遠の憩いのため、少なくとも年1回合同慰霊祭を行うものとする。詳細についてはそのつど連絡するものとする。

### (墓地の管理)

第13条 墓地の使用場所およびその周囲は、使用者において常に清掃し、他人に危険または迷惑を及ぼす恐れの或る場合、速やかに修復するなどの必要な措置を講じなければならない。

②墓参に際し次の事項について留意(厳守)し、他に迷惑を及ぼさないように心がけること。

1. 墓苑の清掃美化に協力すること。
2. 備え付けの清掃用具を使ったときは必ずもとの場所に戻すこと。
3. 信徒及び墓苑使用者は関係小教区が行う合同清掃に参加すること。

### (献金)

第14条 委員会はこの墓地の維持管理のために、使用者ならびに信徒から寄付金を募集することができる。

### (規程の改廃手続き等)

第15条 この規程の改廃は委員会が教区長に答申し、教区長がこれを承諾することによって行われる。

②この規程の施行は、教区長の承認を受けなければならない。

### (附則)

この規程は2014年8月1日より施行する。

別紙

【墓地使用料】

上段 1 区画 金 20 万円

下段 1 区画 金 30 万円

【納骨堂使用料】

個人家別納骨 金 3 万円

【祭儀費】

墓地祭儀費（年額） 5,000 円

納骨堂祭儀費（年額） 5,000 円

【永代使用料】

墓地 金 50 万円

納骨堂 金 30 万円

【共同墓地プレート費用】 12,000 円